申込用紙 2 — b　平成25年度●再商品化義務量および委託申込量算定用紙　　製1

容器製造等事業者用

特定容器製造事業者

★特定容器であるガラスびん、PETボトル、紙箱、
　袋、プラスチック容器などを製造している事業者

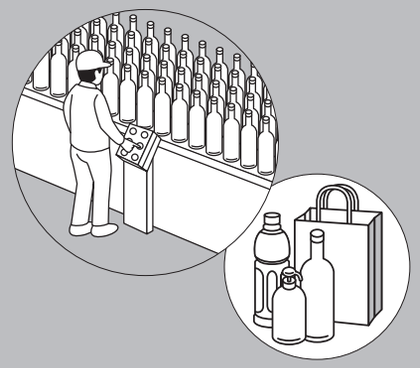

容器製造等
事業者とは・・・

輸入業者

★特定容器の輸入を行っている事業者
★特定容器が付された商品の輸入を行う事業者

（なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は
利用事業者にも該当します。
利用事業者用の申込用紙も併せて記入してください）

ご記入にあたって（容器製造等事業者用）

1. 計算方法は **自主算定方式** と **簡易算定方式** があります。

自主算定方式・・・・基本の算定方式です
簡易算定方式・・・・自主算定ができない場合に限り選択する算定方式です

※同封の〈再商品化委託の申込要領〉38ページをご参照ください

2. 用途の例（日本標準産業分類により用途を区分しています。）

	用途	詳細
ガラスびん	食料品	牛乳・加工された食品などのびん
	清涼飲料、茶・コーヒー	豆乳・清涼飲料などのびん
	酒　類	ビール・焼酎などのびん
	医薬品	「医薬品」と表示されているもののびん
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	化粧品などのびん
	上記以外の用途	小売する際にその場で用いるびん
PETボトル	食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料）	ドレッシング・酢・みりん風調味料（ノンオイル）／醤油加工品／乳酸菌飲料
	清涼飲料	ジュースなど／ジュースのPETボトルのシュリンクラベル（ミシン目なし）
	酒　類	焼酎など／お酒のPETボトルのシュリンクラベル（ミシン目なし）

	用途	詳細
紙容器	食料品	パンなど食料（小売店舗とは異なる敷地で製造された食料品）
	清涼飲料、茶・コーヒー	紙パックでも容器の内側がアルミの場合は「紙製容器」
	酒　類	紙パックでも容器の内側がアルミの場合は「紙製容器」
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	洗剤など
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	化粧品の外箱・中身の緩衝材
	小　売	紙の手提げ袋
	上記以外の用途	ペットフードの袋など

	用途	詳細
プラスチック容器	食料品	油（PET素材でも、プラとして扱う）／塩・砂糖など／弁当箱（小売店舗とは異なる敷地で製造された弁当）
	清涼飲料、茶・コーヒー	清涼飲料等のキャップ／コーヒー豆、コーヒー粉末／お茶・茶葉
	酒　類	酒類のキャップ
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	洗剤
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの／医薬品のキャップ
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	シャンプー／歯磨き粉／化粧品のキャップ
	小　売	レジ袋／惣菜のトレイ（小売店舗と同一敷地内で付したトレイ）／テイクアウトの容器
	上記以外の用途	卵の容器／果物・野菜のネット袋（無加工の自然物は「食料品」ではない）

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンターにお問い合わせください。